

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0750)

本審議会 第439回

令和2年10月30日 公開

開催日時	令和2年10月30日(金)	14時55分～15時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1. 特定最低賃金改正決定に係る審議経過について 2. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員4名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名での合計14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それではただ今より、第439回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

会長	<p>はい。承知いたしました。</p> <p>それでは最初に、群馬地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきます。</p> <p>公益は私、■■■■がいたしますが、労働者側委員はどなたにいたしますでしょうか。</p>
労働者委員	私、■■■■が行います。
会長	<p>■■■■委員よろしくお願ひします。</p> <p>使用者側委員は、どなたにしましょう。</p>
使用者委員	私、■■■■委員が行います。
会長	<p>■■■■委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題の(1)、「特定最低賃金改正決定の審議経過」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金の各専門部会の審議経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>鉄鋼及び機械の専門部会は第1回目が10月2日、第2回目が10月23日に、電気の専門部会は第1回目が10月9日、第2回目が10月27日に、輸送の専門部会は第1回目が10月9日、第2回目が本日開催されました。</p> <p>各専門部会の審議につきましては、初めに労使委員の皆様がそれぞれの立場でご意見を述べていただき、その後は労使が歩み寄りつつ協議を進めていただきました。</p> <p>その結果、鉄鋼、機械、電気、輸送の4業種すべての専門部会において、「2円」の引上げが全会一致で決議されたところでございます。</p> <p>資料といたしまして、特定最低賃金各専門部会の報告書及び答申文の写しをご用意いたしましたので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>お配りしてあります報告書と答申文は、内容が同じでございます。報告書のみ読み上げさせていただきますので、ご報告とさせていただきますたく存じます。</p> <p>また、全文の読み上げだけでなく、別紙につきましては、時間額のみ読み上げさせていただきます、その他の項目につきましては省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>

【報告書 朗読】

会長

はい。ありがとうございます。

ただ今、事務局から各専門部会の審議結果の報告がございました。各専門部会を代表して、私から所感を述べさせていただきます。

特定最低賃金の改正にあたりまして、労使委員の皆様がイニシアティブを十分に発揮され、それぞれの専門部会で本当に真剣に話し合っていたいただきました。その結果、すべての専門部会において、全会一致での決議がなされたことは、私たち公益委員といたしましても、本当に感謝しているところでございます。

ありがとうございました。

委員の皆様で、感想も含め、ご意見があればお願いいたしたいと存じます。

労働者側委員から、いかがでしょうか。

労働者委員

はい。■■■■です。

今回の特定最賃の審議については、最低賃金の時と同様に、コロナ禍において経営状況の厳しい中、使用者委員の皆様のご理解のもと、労使のイニシアティブによって、最終的にはただいまありましように4業種ともに「2円」の引上げで合意をいただきました。ありがとうございました。これは、公益委員の皆様のご協力もいただいた中で結果を導き出せたということだと思っておりますので、感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

以上です。

会長

はい。ありがとうございました。

それでは、使用者側委員からも、いかがでしょうか。

使用者委員

■■■■です。

この度の、特定最低賃金の審議につきましては、非常に厳しい状況の中、使用者側としましても、初めてこのマイナスを提示するというようなところからスタートさせていただきました。

結果的にはプラス2円ということになりましたけれども、かなり厳しいところだということはい間違いありません。この先どうなるか分かりませんが、最終的には合意が出来てよかったなとは思いますが、大変厳しい状況だということは何度も何度もお伝えさせていただきたいと思っております。

会長	<p>以上です。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。 公益委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
	<p>【意見等なし】</p>
会長	<p>その他の委員の皆様、いかがでしょうか。何か、ご意見、ご感想あればお願いいたします。</p>
	<p>【意見等なし】</p>
会長	<p>ないようですので、それでは次に進みます。 議題（２）、「その他」について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。まず今後の予定等につきまして、４点ご説明をさせていただきます。</p>
	<p>１点目は、異議申出の締切日でございます。本日、４業種の異議申出の公示を行います。異議申出の締切日は、公示日の翌日から１５日後となります。異議申出があった場合は、１１月２０日（金）になりますが、午前１０時から、この会場において審議会を開催して、審議を行っていただく予定としております。委員の皆様には、ご多忙のところ日程を確保いただきまして、ありがとうございます。</p>
	<p>例年は、異議の申出がないことから、異議についてご審議いただく審議会の開催はございませんが、１１月２０日の審議会の開催の有無につきましては、異議申出の締め切り後、１１月１６日（月）の午後６時頃にメールにてお知らせをさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。なお、電話連絡を希望される委員は、個別にお申し付けをくださいますようお願いいたします。</p>
	<p>２点目は、効力発効予定日でございます。特定最低賃金の効力発生日は４業種同一日としております。異議の申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で１２月３１日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>３点目でございます。官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。答申内容に影響を及ぼさない軽微な</p>

訂正が行われることがあります。その際には、最低賃金審議会議長にご相談申し上げ、ご承認いただくことといたしますので、あわせてご了解をお願いいたします。

4点目でございます。来年度の特定最低賃金の意向表明に係るご審議をいただく審議会の開催を、来年3月に予定しております。これにつきましても、委員の皆様にはご多忙のところ日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。

特定最低賃金の意向表明に係る審議会は、来年の令和3年3月2日（火）になりますが、午後4時から、この会場において開催させていただきたく、ご提案申し上げます。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

ただいま、事務局から4点、説明がございました。確認いたします。

1点目は、異議審に係る本審議会の開催についてです。例年は異議の申出はないとのことですが、事務局からの連絡を確認していただき、異議申出があった場合には、皆様の出席をお願いいたします。

2点目は、発効予定日は4業種同一日としており、最短で12月31日になりますが、官報公示日等の関係で遅れる場合もあるとのことです。

3点目は、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われる場合の確認についてです。

4点目は、来年度の特定最低賃金の意向表明に係る審議会を3月2日午後4時から開催するということです。

以上4点について、事務局提案のとおりということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

異議なしと確認いたしました。

それでは、そのようにいたします。

続いて事務局からお願いいたします。

事務局

はい。最後に、当審議会の議事録、議事要旨及び資料等、公開する文書の労働局ホームページへの掲載について、ご説明させていただきます。

当審議会の議事録、議事要旨及び資料については、審議会の決議を経て原則公開されております。その手段でございますが、通常の行政上の手続きとして、閲覧窓口において公開がされております。

今般、厚生労働本省の指示もあり、平成11年4月27日に閣議決定された、審議会等の運営に関する指針に基づき、その公開の手段に労働局ホームページを加えさせていただきたいと考えております。

ホームページへの掲載にあたり考えられる方法といたしましては、一つは閲覧窓口同様に原則フルオープンとすること、もう一つは、不特定多数が閲覧することができるホームページでの公開にあたっては、各委員の発言について個人責任を問われる恐れを排除するため、各専門部会の議事録のように、個人名を記載せず、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載すること、以上の二通りでございます。

ホームページへの掲載にあたり、後者を当審議会の議事録にも適用する場合、通常の行政手続きの範囲を超える判断が必要となるところでございます。

もともと当審議会では、発言者の個人名が記載された議事録が閲覧窓口で公開されていることから、各専門部会と同様の表現としたホームページ掲載用の議事録を作成した場合、2通りの議事録が存在することとなり、ホームページ掲載の議事録と閲覧しての議事録が違うではないか、書き換えをしているのではないかな等の指摘や疑念を持たれる可能性もございます。

この指摘等に対しまして、2通りの議事録の存在に根拠を持たせる必要がありますが、最低賃金審議会運営規程に照らしますと、その作成根拠となる条文がございません。

最低賃金専門部会運営規程では、雑則といたしまして、「この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。」との条文がございますので、各専門部会ではこの規程を適用して、議事録の記載について決議いただいておりますが、最低賃金審議会運営規程には、これに類する規定がないことから、最低賃金審議会においてホームページ用の議事録を作成することの根拠がございません。

つきましては、議事録公開の趣旨を踏まえつつ、各委員の発言について、個人責任を問われる恐れを排除するため、個人名を記載せず、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載したホームページ用の議事録を作成する場合には、最低賃金審議会運営規程の改正につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

参考といたしまして、最低賃金審議会運営規程改正案を作成いたしましたので、配布させていただきます。

【最低賃金審議会運営規程改正案を全委員へ配布】

会長

それでは、ただ今事務局からお配りいただきました、群馬地方最低賃金審議会運営規程の改正案ですね、まずこの内容を、確認させていただいた上で、お諮りしたいと思います。

お手元に、今お配りをいただいた資料を見ていただきますと、赤字で書かれた部分ですね、ここが改正ということになるかと思えます。

元々は第8条の次に、改正後の第10条が入っていたと思えます。

その間に第9条、雑則を挿入する、こういう案になるかと思えます。

「雑則 第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。」ということで、附則で、この規程の新しい施行日が入る、こういう内容についての案ということでございます。

その上で、事務局のご説明内容を整理いたします。

最低賃金審議会の議事録は、発言した委員の個人名が記されているものが労働局の閲覧窓口で公開されており、今般その公開手段に労働局ホームページを加えたいとのことです。

説明のあった前者の掲載方法をよしとすれば、ホームページでも閲覧窓口同様にフルオープンであり、同じ議事録のため議論の必要はありません。しかし、後者の閲覧方法の場合は、二通りの議事録が存在することになるため、この手続きを明確にして、透明性も確保しておく必要があります。

すなわち、後者の掲載方法とする場合は、当審議会の運営規程の改正が必要になるということです。

ホームページでの公開にあたり、フルオープンの公開でよいか、それとも当審議会の運営規程を案のとおり改正したうえで、各専門部会にならった議事録を作成するべきか、この点について、ご意見等をお願いしたいと存じます。

皆さんからお聞きをしたいのですが、まず労働者側の方からご意見ありましたらお願いいたします。

労働者委員

労側■■■■です。

ただいまの内容聞きましたところ、規程の改定によって専門部会

会長	<p>と同様でいいのではないかと思います。 以上でございます。</p>
使用者委員	<p>はい。承知いたしました。 使用者側の委員から、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>■です。 同様に、規程を改定すること、フルオープンでない形にするという方が、よろしいかと思います。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。 その他、労働者側、使用者側の委員の皆様から、ご意見がございましたら自由にお願ひいたします。</p>
会長	<p>【意見等なし】</p>
会長	<p>特に、両委員からお話があったことに異議はないというような理解でよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>公益委員の方、よろしいでしょうか。 特に異論はないということで。</p>
会長	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、確認をさせていただきます。 委員の意見を総合いたしますと、当審議会の運営規程を案のとおり改正した上で、ホームページで公開する議事録を各専門部会にならって作成するという事としてよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>異議なしということでございますので、そのようにいたします。 ありがとうございました。 それでは、委員のご賛同をいただいたということでございますので、最低賃金審議会運営規程については、案のとおり改正されたことを確認いたします。 その上で、当審議会のホームページ掲載用の議事録については、</p>

議事録公開の趣旨を踏まえつつ、発言者の個人責任を問われる恐れを排除するため、発言者を公益委員、労働者委員あるいは使用者委員と記載することといたします。

併せて確認いたします。

議事録とともにホームページに掲載される資料のうち、審議過程において各委員が独自に準備したものについては非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断すること。

また、委員がそのような資料を提示しながら具体的な個別情報を含む発言をするようなことがあった場合などは、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、当審議会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断していきたいと考えております。

この判断は、ホームページへの掲載に限ったことではなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく不開示情報に関するものでありますことから、閲覧窓口で公開される議事録も同様の扱いにしたいと考えております。

このことについて、いかがでしょうか、ご意見ございましたらお願いいたします。

【意見等なし】

会長

異議なしということでございますので、そのようにいたします。ありがとうございました。

それでは最後の議題の（５）その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局

はい。特にございません。

会長

委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

会長

ご意見等がないということでございます。

それでは、最後に確認をいたします。

本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。これで、第439回最低賃金審議会を閉会といたします。ご審議、お疲れ様でございました。</p>
----	--